

# 特定調達契約について

## 1 概要

WTO（世界貿易機構）の枠組みの下で、外国の産品や供給者を国内の産品や供給者と同様に扱うこと、また、外国の産品や供給者間でも同様に扱うことを目的につくられた国際協定「政府調達に関する協定」（平成8年1月1日発効）、「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成26年4月16日発効）および「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」（平成31年2月1日発効）に定められた手続きによって行われる調達。

## 2 特定調達契約が適用される基準

予定価格が総務大臣の定める額以上（下記の区分）の額である契約については、特例政令の規定が適用され、契約の締結方法の特例が定められている。

区分（令和2年4月1日から令和4年3月31日）	適用基準金額
物品等の調達契約	3,000万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	23億円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他技術的サービスの調達契約	2億3,000万円
特定役務のうち上記以外の調達契約	3,000万円

## 3 特定調達契約の主な特徴

- 入札参加者の事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができない。（特例政令5）
- 最低制限価格を設けることはできない。（特例政令9）
- 随意契約ができる場合が別途定められている。（特例政令11）
- 苦情申し立ての手続きを定める必要がある。

## 4 本県における件数

（件・百万円）

	工事		物品		委託		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和元年度	2	12,456	7	361	13	10,551	22	23,369
平成30年度	1	4,976	3	113	16	4,998	20	10,088
平成29年度	0	0	2	83	9	7,822	11	7,905